

令和6年度 職業紹介事業適正化研修会

1月10日 9:30～10:30

※※※開始までしばらくお待ちください※※※
名前欄は整理番号のみを表示してください
1社1名のログインをお願いいたします

岐阜労働局
需給調整事業室

本日の説明内容

- 1 令和7年1月1日施行 業務運営要領の改正について
- 2 令和7年4月1日施行 省令及び指針の改正について
- 3 令和6年4月1日施行 施行規則の改正について
- 4 人材サービス総合サイトでの情報提供について
- 5 違反事項の解説（帳簿書類の備付関係）
- 6 違反事項の解説（求人受理関係）
- 7 違反事項の解説（求職受理関係）
- 8 事業報告に使用する職業分類について

1 令和7年1月1日施行 業務運営要領の改正について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職業紹介事業の許可条件の追加①

職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

- 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。
- 新たに追加される許可条件の内容
 - その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
 - 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。

職業紹介事業の許可条件の追加②

職業安定法指針（平成11年労働省告示第141号）に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

- ・ 紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならない。

- ・ 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならない。

職業紹介事業の許可条件の追加③

令和7年1月1日から適用されます。

令和7年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。

更新時期を迎える前に（当該許可条件が付与される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、是正指導を行うとともに、本許可条件を付することとなります。

2 令和7年4月1日施行 省令及び指針の改正について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります①

職業紹介事業者の皆さまへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります
令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」
に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合、掲載は不要です。

(*)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります②

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績（職種別の常用就職1件当たりの平均手数料を算出）を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください。

公開の対象となる職種は、常用就職（4ヶ月以上の有期又は無期での就職）の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合、掲載は不要です。

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります③

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）

求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合（定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合）は、平均手数料率を算出願います。

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります④

「令和6年度職業紹介事業報告」を提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください。

「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください。

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります⑤

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

紹介手数料の実績の公開と違約金規約の 明示が必要になります⑥

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。

今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には

違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含みます。)について、**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メール**その他の適切な方法により、**あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示**してください。

3 令和6年4月1日施行 施行規則の改正について

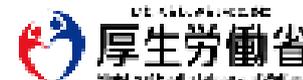
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！」の説明

職業紹介事業者の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間における変更の範囲のことをいいます。

変更①

求職者に対し明示しなければならない
労働条件に追加された事項

次の3項目追加

○従事すべき業務の変更の範囲

○就業場所の変更の範囲

○有期労働契約を更新する場合の基準

「変更の範囲」 とは

雇入れ直後にとどまらず、

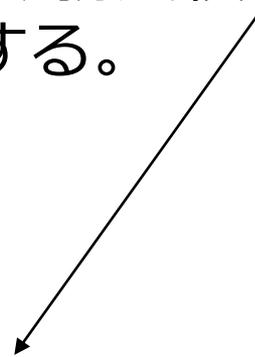
将来の配置転換など今後の見込みも含めた、

締結する労働契約の期間中における変更の範囲のこと

有期契約を更新する場合の基準の記載例

契約の更新 有

(契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断)
通算契約期間は4年を上限とする。



「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」と
いうような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度
により判断する」、「会社の経営状況により判断す
る」など、具体的に記載することが望ましい

令和6年4月以降は新しい求人申込書を

受付日 令和 年 月 日

求人申込書

事業主名	
業務内容	(雇入れ直後) (変更の範囲)
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用 <input type="checkbox"/> 有期雇用 有期雇用の場合の雇用契約期間 [] 契約の更新 有 (〇〇により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 〇年/更新回数の上限 〇回)
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 期間 [〇か月] <input type="checkbox"/> 無
就業場所	(雇入れ直後) (変更の範囲) (事業所名) (所在地)
就業時間	始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)
休憩時間	時 分 ~ 時 分 (分)
休日	

変更②

手数料表などの情報提供の方法

事業所内に掲示しなければならない事項について、
掲示の代わりに、自社ホームページなどでの情報提供でも可

※地方公共団体はもともと義務なし

- 手数料表※無料職業紹介事業者は不要
- 返戻金制度に関する事項を記載した書面※無料職業紹介事業者は不要
- 業務の運営に関する規程

4 人材サービス総合サイトでの 情報提供について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報提供は、法律で定められた義務です！」の説明

職業紹介事業者の皆さまへ



就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報提供は、法律で定められた義務です！

厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」上で入力・登録をお願いします。

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、**職業紹介の事業実績**に関して**情報提供を行うことが義務付けられています**。サイトに掲載する際には、掲載内容に誤りがないかよくご確認ください。**事業実績がない場合も掲載が必要です**。

情報提供が必要な事項・方法

以下①～⑦の項目について、「人材サービス総合サイト」にご登録ください。

「人材サービス総合サイト」にご登録ください※地方公共団体は義務なし

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）の紹介により就職した者の数
- ② ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか明らかでない者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度の導入の有無と導入している場合はその内容
- ⑦ 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績（令和7年4月1日～）
- ⑧ その他、職業紹介事業者の選択に役立つと考えられる情報【任意】

人材サービス総合サイトのID紛失の場合

↓を需給調整事業室に送付してください

令和 年 月 日

人材サービス総合サイトログインID・パスワード
再発行依頼書

厚生労働大臣 殿

氏名

5 違反事項の解説（帳簿書類の備付関係）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3種類の法定管理簿未作成

○求人管理簿

○求職管理簿

○手数料管理簿



※地方公共団体はすべて作成義務なし

※無料職業紹介事業者は手数料管理簿不要

→ 岐阜労働局のHPを参考に作成を

法定管理簿作成上の注意点

- 岐阜労働局のテンプレートから項目を削除すると、項目不足が生じ、法違反となるため、項目の削除を行わないこと

6 違反事項の解説（求人受理関係）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年齢制限について

労働施策総合推進法第9条により、労働者の募集及び採用について年齢制限を禁止することが義務化されている



労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項により、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合が規定されている

具体的には…

「その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？」を
ご覧ください



(事業主の方へ)

**その募集・採用
年齢にこだわっていませんか？**

— 年齢にかかわらず、均等な機会を —

**労働者の募集・採用に当たって、
年齢制限を設けることはできません。**

○ 求人票は年齢不問としながらも、**年齢を理由に応募を断った**

求人受理時に漏れが多い項目

- 試用期間の有無
- 受動喫煙防止に向けた取り組み
(敷地内禁煙・屋内禁煙等)



求人者に必ず確認し、
紹介する求職者に書面等で明示すること

求人管理簿に漏れが多い項目

- 連絡担当者、連絡先電話番号の記載がない。
- 有効期間の記載がない。
- 無期雇用就職者に対する6か月以内の離職状況の確認をしていない。

7 違反事項の解説（求職受理関係）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

求職者の不要な個人情報を集めている

以下、許可基準から引用

有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、目的を明らかにして求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。

ただし、特別な業務上の必要性が存在すること
その他業務の目的の達成に必要不可欠であって、
収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

求職者の不要な個人情報を集めている

前スライドから続き

(a)人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、
その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(b)思想及び信条

(c)労働組合の加入状況

(a)から(c)までについては、具体的には、
例えば次に掲げる事項等が該当する。

(a)関係

a 家族の職業、収入、本人の資産等の情報

(税金、社会保険の取扱い等労務管理を
適切に実施するために必要なものを除く。)

b 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(b)関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(c)関係労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

他社求人サイトにて 求職者を集める場合の注意点

求職者が「他社求人サイト」と「職業紹介事業者」が
違うことに気づいていない可能性



求人を取り扱っているのが職業紹介事業者ということを
求職者に対して十分な説明をしてください。

8 事業報告に使用する職業分類について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

従来の職業分類とはまったく異なります

昨年度の事業報告においては、職業分類に関して旧分類と新分類が混在していましたが、今年度は新分類のみで計上してください。

【昨年度】（令和6年4月30日までの報告）

「離職」にかかる項目 旧分類（平成23年版職業分類）

「離職」にかかる項目以外 新分類（令和4年版職業分類）

【今年度】（令和7年4月30日までの報告）

全ての項目 新分類（令和4年版職業分類）

従来の職業分類とはまったく異なります

下記の厚生労働省HP内に掲載してあります事業報告書のエクセル版について、離職にかかる項目も含めて全て新部類の中分類をプルダウン選択できるようになっていますので、ご活用ください。

【厚労省HP関係ページ】

(有料・無料に係る様式第8号、特別の法人の無料に係る様式第8号の2)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

(特定地公体の無料に係る参考様式第4号)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133892.html>

今研修のまとめ

- 令和7年1月1日から許可条件が追加されます。
無期雇用で就職した人に転職勧奨を行わない。
求職の申込みの勧奨について、お祝い金等を支給しない。
- 令和7年4月1日から紹介手数料の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります。

今研修のまとめ

- 令和6年4月1日から求職者に対し明示しなければならない事項が追加されています。
- 各管理簿を作成すること。
- 年齢制限や男女雇用機会均等法の趣旨に反する求人は受理しないこと。

今研修のまとめ

- 求職者の家族の情報など不要な情報を集めないこと。
- 令和7年度の事業報告は新職業分類で提出すること。